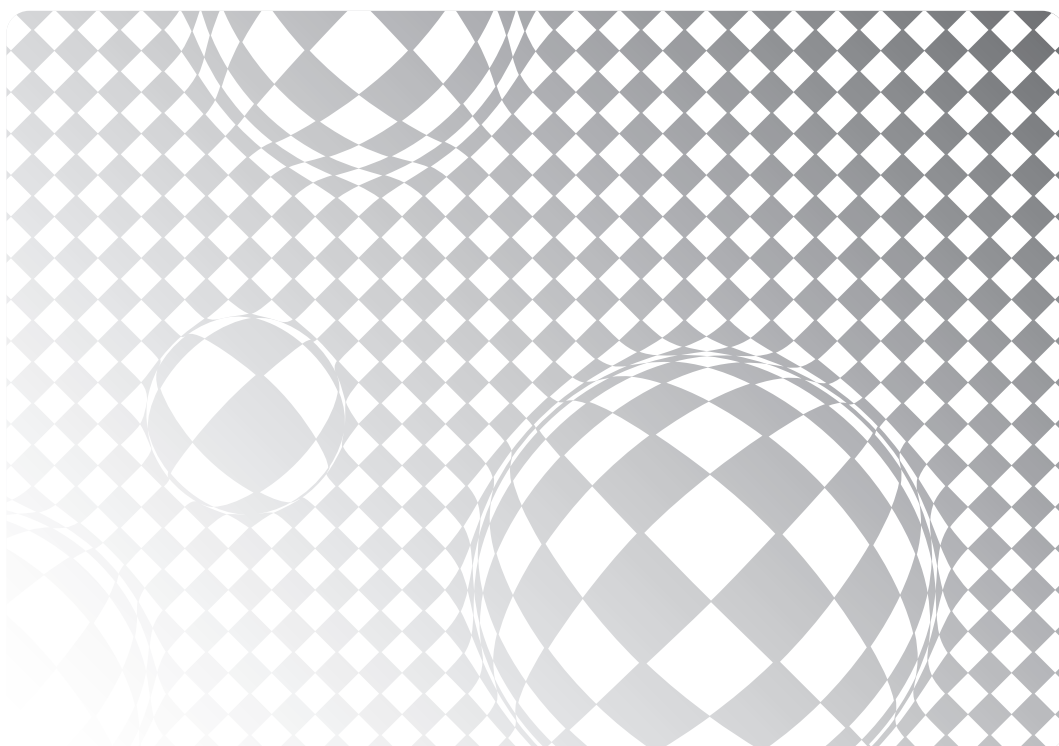


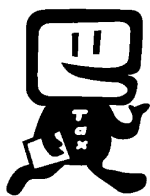
源泉徴収のしかた

平成 22 年 版



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署におたずねください。

☆☆源泉所得税の納付は電子納税で!! ☆☆



イータ君

源泉所得税の納付は、インターネットを利用したe-Tax(イータックス)をご利用になると便利です。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxホームページからオンラインで開始届出書を提出してください(書面でも提出できます。)

なお、源泉所得税の納付などの電子納税に限ってe-Taxをご利用になる場合には、電子証明書は不要となっています。

詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

イータックス

で

検索

 国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

第1 所得税の源泉徴収制度の概要

I 源泉徴収制度の意義

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。この制度により源泉徴収された所得税の額は、源泉徴収だけで課税関係が終了する源泉分離課税の利子所得などを除き、最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算されます。

II 源泉徴収義務者

源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者となります（所法6）。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする個人が支払う給与等や退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等については、所得税を源泉徴収する必要はありません（所法184、200、204②二）。

III 源泉所得税の納税地

源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税は、その納税地の所轄税務署に納付することになりますが、源泉所得税の納税地は、原則として、源泉徴収の対象とされている所得の支払事務を取り扱う事務所や事業所等のその支払の日における所在地とされています（所法17）。

IV 給与支払事務所等の届出

1 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法230、所規99）。

（注）個人が新たに事業を始めたり、事業を行うための事務所などを設けたりした場合には、「個人事業の開業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（所法229）、この届出書の提出は不要です（所法230）。

(1) 新たに給与等の支払事務を取り扱う事務所等を設けたこと（例えば、法人の設立、支店や営業所の開設等）。

(2) 支店、営業所等で新たに給与等の支払事務を取り扱うことになったこと。

（注）「給与支払事務所等の開設届出書」の記載例は、28ページを参照してください。

2 「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法230、所規99）。

（注）個人の事業者が事業を行う事務所等を移転したり廃止したりした場合には、「個人事業の廃業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（所法229）、この届出書の提出は不要です（所法230）。

(1) 解散や廃業、休業等により給与等の支払がなくなったこと。

(2) 支店や営業所等で給与等の支払事務を取り扱わなくなったこと。

(3) 給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転したこと。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転した場合には、移転前及び移転後のそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出することになっています（所規99）。

V 源泉徴収の対象となる所得の範囲

源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて次の表のとおりとなっています。

なお、これらのうち主なものについては、それぞれの項で説明します。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得の種類
居住者 (所法2①三) [国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人]	1 利子等(所法23、181、措法3の3①③、4の4①、6②) 2 配当等(所法24、25、181、措法8の2①、8の3①③、9の2②、9の3の2①、37の11の6⑤) 3 給与等(所法28、183) 4 退職手当等(所法30、31、199、措法29の6) 5 公的年金等(所法35③、203の2) 6 報酬・料金等(所法204、措法41の20) 7 保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金(所法207) 8 定期積金の給付補てん金等(所法174三～八、209の2、措法41の10) 9 匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法210) 10 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等(措法37の11の4) 11 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 12 割引債の償還差益(措法41の12)
内国法人 (所法2①六) [国内に本店又は主たる事務所を有する法人]	1 利子等(所法174一、212③、措法3の3②③、6②) 2 配当等(所法174二、212③、措法8の2③、8の3②③、9の2①②、9の3の2①) 3 定期積金の給付補てん金等(所法174三～八、212③) 4 匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法174九、212③) 5 馬主が受ける競馬の賞金(所法174十、212③) 6 懸賞金付預貯金の懸賞金等(措法41の9) 7 割引債の償還差益(措法41の12)
非居住者 (所法2①五) [居住者以外の個人及び外国法人(所法2①七)内国法人以外の法人]	1 次に掲げる対価等で国内にその源泉があるもの(所法161一の二～十二、212①②⑤、措法9の3の2①、37の11の6⑤、42①) (1) 国内において行う組合契約事業から生ずる利益の配分(国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が支払を受けるものを除きます。) (注)「組合契約事業」とは、所得税法第161条第1号の2に規定する組合契約に基づいて行う事業をいいます。 (2) 国内にある土地等の譲渡による対価 (3) 国内において人的役務の提供事業を行う者が受けるその役務提供の対価 (4) 国内にある不動産、船舶、航空機などの貸付けの対価及び地上権などの設定の対価 (5) 国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等 (6) 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息、国内にある営業所等に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配 (7) 国内において業務を行う者に対する国内業務に係る貸付金の利子 (8) 国内において業務を行う者から受けるその国内業務に係る工業所有権、著作権等の使用料又は譲渡の対価 (9) 給与等その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務等に基因するもの、公的年金等のうち一定のもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するもの(非居住者のみ) (10) 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金 (11) 国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金 (12) 国内の営業所等が受け入れた定期積金の給付補てん金等 (13) 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配 2 外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配(措法9の6) 3 国内に恒久的施設を有する非居住者が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等(措法37の11の4) 4 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 5 割引債の償還差益(措法41の12)

VI 源泉徴収をする時期

所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。

(注) 源泉徴収を行う際の「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為を含みます(基通181～223共-1)。

VII 源泉徴収をした所得税の納付

1 納付期限

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税は、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければならないことになっています(所法181ほか)。

なお、この納付期限の日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります(国税通則法10②、同施行令2②)。

この納付期限までに納付されない場合には、原則として源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなります(国税通則法60、67、68)。

2 納期の特例等

(1) 納期の特例

給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収した所得税を次のように年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています（所法216、217）。

なお、この承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請月の翌々月の納付分からこの特例が適用されます（所法217⑤）。

源泉所得税の区分	納付期限
1月から6月までの間に源泉徴収した所得税	7月10日
7月から12月までの間に源泉徴収した所得税	翌年1月10日

(注) 1 納期の特例の適用が受けられる所得税は、次に掲げるものに限られます（所法216）。

- ① 給与等及び退職手当等（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税
 - ② 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税
- 2 この申請書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます（国税通則法22）。
- 3 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の記載例は、28ページを参照してください。

(2) 納期限の特例

(1)の納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、その年12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出したときは、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、**翌年1月20日**となります（措法41の6①）。

ただし、その届出をした年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、**翌年1月10日**となります（措法41の6②）。

イ その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。

ロ その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

(注) 1 この届出書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます（国税通則法22）。

- 2 (1)の納期の特例の承認申請と同時にこの届出書を提出することができます。28ページの記載例を参照してください。

3 納付の手続

源泉徴収をした所得税は、e-Tax（イータックス）を利用して納付するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法220、所規80、措令25の10の11⑥、25の10の13③、26の10①、国税通則法34①）。

また、所得税徴収高計算書（納付書）の種類とその使用区分は、次の表のとおりですが、納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号を忘れずに納付書に記入してください。

なお、e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ **[www.e-tax.nta.go.jp]** でご確認ください。

所得税徴収高計算書（納付書）の種類	略号	左の納付書を使用する所得の種類
給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）（一般用及び納期特例用）	給	給与所得、退職所得及び弁護士、税理士等の報酬・料金
報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）	報	弁護士、税理士等の報酬・料金以外の報酬・料金等、生命保険契約、損害保険契約等に基づく年金及び公的年金等
利子等の所得税徴収高計算書（納付書）	利	利子所得、投資信託（法人課税信託を除きます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配
配当等の所得税徴収高計算書（納付書）	配	配当所得（投資信託（法人課税信託を除きます。）、特定受益証券発行信託の収益の分配及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得を除きます。）
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）	非	非居住者及び外国法人に支払う各種の所得（割引債の償還差益、源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得を除きます。）
償還差益の所得税徴収高計算書（納付書）	償	割引債の償還差益
定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（納付書）	定	定期積金の給付補てん金等及び懸賞金付預貯金等の懸賞金等
上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書（納付書）	株	源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得

第2 給与所得の源泉徴収事務

居住者に支払う給与所得の源泉徴収事務は、月々（日々）行う給料や賞与などの源泉徴収の事務と年末に行う年末調整の事務とに大別され、①課税対象となる給与所得の範囲、②配偶者控除や扶養控除などの諸控除の適用要件、③税額表の使い方や具体的な税額計算の方法などが、そのポイントとなります。

（注）居住者と非居住者との区分は、その人の国籍や在留資格（入国ビザ）には関係がなく、その人が国内に住所を有するか又は国内に継続して1年以上居所を有するかどうかなどにより判定しますが、次の場合には、それぞれ次のように取り扱われます。

- 1 国内に居住することとなった人が、国内に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有する人と推定されます（所令14）。
- 2 国外に居住することとなった人が、国外に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有しない人と推定されます（所令15）。

I 源泉徴収事務のあらまし

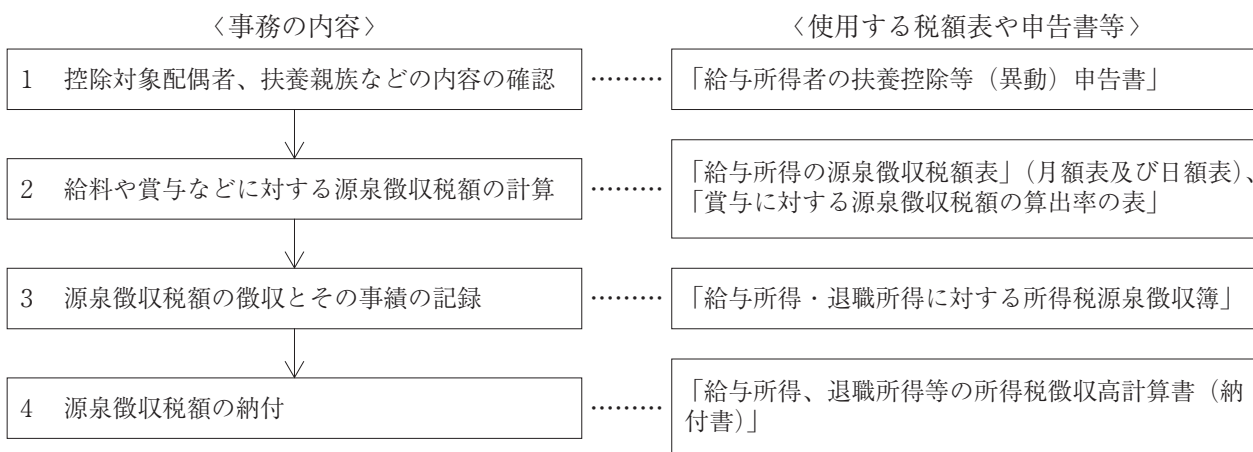
給与所得の源泉徴収事務のあらまし及び源泉徴収を行うに当たって使用する税額表や申告書等は、次のとおりです。これらの税額表や申告書等は、税務署に用意してあります。

また、国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」【www.nta.go.jp/gensen/index.htm】ページを設けています。

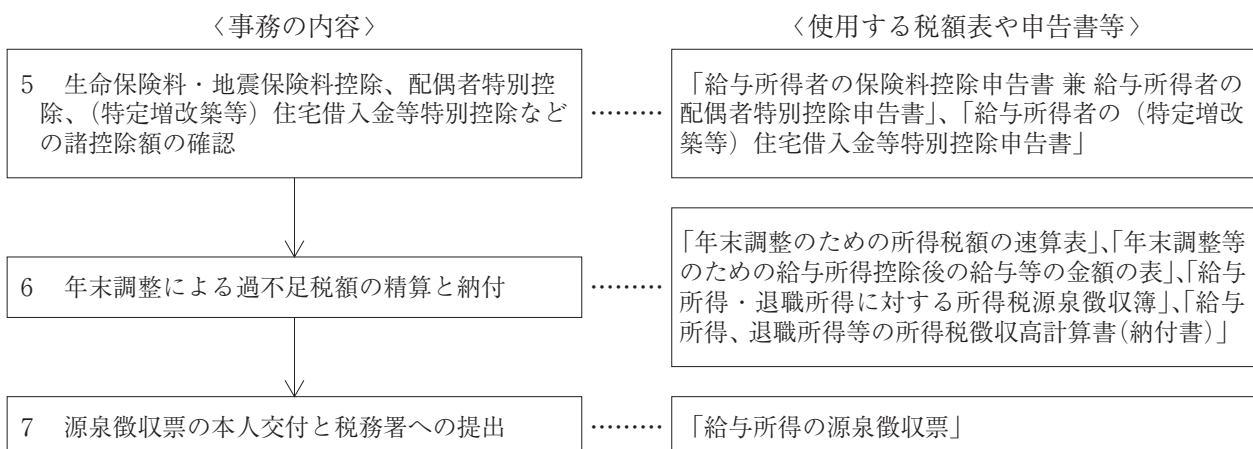
この「源泉徴収義務者の方へ」のページでは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式や、「源泉徴収のしかた」などの各種手引・パンフレットをはじめ、源泉所得税に関する質疑応答事例など源泉徴収の手続に際し必要となる情報を掲載していますので、ぜひご利用ください。

なお、「源泉徴収義務者の方へ」のページは、国税庁ホームページのトップページの左下にある「源泉徴収義務者の方へ」の入口から簡単にアクセスすることができます。

◎月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務



◎年末調整事務等



Ⅱ 給与所得の範囲

給与所得には、通常の俸給や給料、賃金、賞与のほか、諸手当やいわゆる現物給与も含まれます。
この給与所得の範囲について注意していただく点は、おおむね次のとおりです。

1 通勤手当等

通勤手当（通常の給与等に加算して支給されるものに限り）や通勤用定期乗車券（これらに類する乗車券を含みます。）は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されなくなっています（所法9①五、所令20の2）。

区	分	課税されない金額
①	交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
②	自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	24,500円 〔運賃相当額が24,500円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道45キロメートル以上である場合	20,900円 〔運賃相当額が20,900円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	16,100円 〔運賃相当額が16,100円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	11,300円 〔運賃相当額が11,300円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	6,500円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	(全額課税)
③	交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
④	交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000円)

(注) 1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません（基通9-6の3）。

2 「運賃相当額」とは、交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる1か月当たりの合理的な運賃等の額に相当する金額をいいます（所令20の2）。

3 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないこととなりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。

2 特殊な給与等

区	分	取	扱	い
旅	費	給与所得を有する人の次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません（所法9①四）。		
		①	勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行	
		②	転任に伴う転居のために行う旅行	

区 分	取 扱 い
宿 日 直 料	宿日直料は、宿日直を本来の職務とする人の宿日直料など一定のものを除き、1回の宿日直について支給される金額のうち4,000円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については、課税されません（基通28-1）。
交 際 費 等	交際費や接待費などとして支給されるものは原則として給与等とされますが、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかなものについては、課税されません（基通28-4）。
結 婚 祝 金 品 等	雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通28-5）。
葬 祭 料、香 典、見 舞 金 等	葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通9-23）。
労 働 基 準 法 等 の 規 定 に よ る 各 種 補 償 金	労働基準法や船員法の規定により受ける療養の給付や休業補償などについては、課税されません（所法9①三イ、所令20①）。
学 資 金 等	学資金は非課税とされています（所法9①十五）が、使用者から就学中の子弟を有する使用人等に対し学資金の名目で支給される金品や使用者から使用人等に対しその使用人等の学資に充てるため支給される金品は、業務遂行上の必要に基づき、技術の習得等をさせるために支給されるものなど、一定の範囲内のものを除き、給与等とされます（基通9-14、9-15、9-16）。

3 現物給与の取扱い

給与等は金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように物や権利その他の経済的利益で支給されることがあります。

このような、いわゆる現物給与も給与等に当たりますが、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭による給与等と異なる性質があり、また、⑤政策上特別の配慮を要するものなどもあるため、特定の現物給与については、課税上金銭による給与等とは異なった次のような特別の取扱いが定められています。

区 分	取 扱 い
食 事 の 支 給	<p>使用者が支給する食事については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、その食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、その使用者の負担額（その食事の価額-その人の負担した金額）が給与所得とされます（基通36-38の2）。</p> <p>この場合、使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、次により評価した食事の価額からその人の負担した金額を差し引いた後の残額に105分の100を乗じた金額により判定します（基通36-38、平元直法6-1、平9課法8-1改正）。</p> <p>① 使用者が調理して支給する食事については、その食事の主食、副食、調味料等に要した、いわゆる直接費の額</p> <p>② 使用者が飲食店等から購入して支給する食事については、その購入価額</p> <p>以上のほか、通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません（基通36-24）。</p>
制 服 等 の 支 給	職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等については、課税されません（所法9①六、所令21二、三、基通9-8）。
社 宅 等 の 貸 与	<p>使用人等に対して社宅や寮等を貸与することにより使用人等が受ける経済的利益については、使用人等から一定の算式により求めた賃貸料相当額以上の賃貸料を徴収していれば課税されませんが、使用人等から徴収している賃貸料が、その賃貸料相当額を下回っている場合には、その差額が給与所得とされます（基通36-40～36-48）。</p> <p>なお、役員に貸与している社宅が、いわゆる豪華社宅である場合には、賃貸料相当額はその利用につき通常支払うべき使用料の額により評価することとされています（平7課法8-1）。</p>

区 分	取 扱 い
レクリエーションの費用の負担	レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受ける経済的利益については、自己の都合でその行事に参加しなかった人に対してその参加に代えて金銭を支給する場合や役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません（基通36-30）。 なお、レクリエーション旅行については、旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしており、かつ、その経済的利益の額が少額不追求の趣旨を逸脱しない範囲内である場合には、原則として課税しなくて差し支えありません（昭63直法6-9、平5課法8-1改正）。
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね10年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません（基通36-21）。
創業記念品等の支給	創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものでない限り、課税されません（基通36-22）。 なお、その価額が10,000円以下のものであるかどうかは、その価額に105分の100を乗じた金額により判定します（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。
商品、製品等の値引販売	使用者が取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません（基通36-23）。
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により一時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるための貸付けにより供与されるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません（基通36-28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費などを使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（基通36-29）。
使用人に対する住宅取得資金の低利貸付け等	使用人が自己の居住の用に供する住宅等の取得に関して、その使用者等から受ける次の経済的利益等で、平成22年12月31日までに受けるものについては、使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益等の水準を著しく超える部分を除き、課税されません（旧措法29、旧措令19の2、旧措規11の2）。 ① 住宅等の取得に要する資金に充てるために、使用者から使用人である地位に基づいて無利息又は低い金利により資金を借り受けた場合の経済的利益 ② 住宅等の取得資金を金融機関等から借り受けている場合の利子の支払に充てるために、その利子の全部又は一部に相当する金額を、使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合の利子補給金 ③ 勤労者財産形成促進法に基づき、使用者や事業主団体が講ずる負担軽減措置等により受ける経済的利益や補給金 （注）平成22年度の税制改正により、本特例については平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止することとされました。 なお、同日以前に使用者等から住宅資金の貸付け等を受けている人に対しては、廃止前の特例を引き続き適用するための所要の経過措置が講じられています（平22改正法附則58、平22改正措令附則14、平22改正措規附則7）。

Ⅲ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

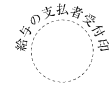
給与等の支払を受ける人は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2か所以上から給与等の支払を受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないことになっています（所法194①）。

この申告書は、扶養親族や控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされてお

り、この申告書の提出のない人が支払を受ける給与等については、源泉徴収税額表の「乙」欄（この申告書を提出した場合よりも高い税率となっています。）が適用されることとなりますので、この申告書を提出できる人（主たる給与の支払者から給与の支払を受ける人）についてはこれを提出するよう指導してください。

【記載例】

平成22年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長 神田 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 〇 〇 〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和39年 1月 1日	配偶者の有無 配偶者の無
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 (郵便番号 176-0006) 東京都練馬区栄町23-7	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたとの続柄 本人

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和16.1.1以前生)	特定扶養親族(昭和63.1.2年(平成7.1.1年))	職業	住所又は居所	平成22年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成22年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象者	山川 明子		昭和43.10.5			なし	東京都練馬区栄町23-7	0	
主たる給 B	1 〃 和子	母	昭和19.5.10	阿老親等・その他		〃	〃	0	
	2 〃 一郎	子	昭和3.3.20	阿老親等・その他	〇	〃	〃	0	

(注) 給与所得者から受理したこの申告書は、源泉徴収義務者が保管することになっており、税務署へ提出する必要はありません(基通194~198共-3)。

IV 源泉徴収に際して控除される諸控除

1 給与所得控除

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされています(所法28②)。

この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次のように定められています(所法28③)。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下である場合	65万円
162万5,000円を超え180万円以下である場合	収入金額×40%
180万円を超え360万円以下である場合	収入金額×30% + 18万円
360万円を超え660万円以下である場合	収入金額×20% + 54万円
660万円を超え1,000万円以下である場合	収入金額×10% + 120万円
1,000万円を超える場合	収入金額×5% + 170万円

なお、月々(日々)の源泉徴収税額を求める際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表や日額表など)には、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度この給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の給与等の金額を基に「年末調整のための所得税額の速算表」を使用して税額を求めることとなりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めます(所法28④、190)。

2 所得控除及び税額控除

所得税は、納税者の担税力に応じた課税を行うなどのため、各種の控除を行うこととしていますが、源泉徴収の際に控除されるものの種類及びその控除を受けるために提出しなければならない申告書は、次の表のとおりです。

控除の種類		区 分	平成22年分 の 控 除 額	平成23年分 の 控 除 額	控除を受けるために提出する 申告書とその提出時期
所	社会保険料控除 (所法74)	給与等から控除したもの	控除した 保険料・掛金の全額		(申告不要)
	小規模企業共済等 掛金控除(所法75)	本人が直接支払ったもの	支払った 保険料・掛金の全額		
得	生命保険料控除 (所法76)	一般の生命保険料	最 高	50,000円	「給与所得者の保険料控除申 告書」…その年最後に給与等 の支払を受ける日の前日まで
		個人年金保険料	〃	50,000円	
	地震保険料控除 (所法77)	地震保険料だけの場合	〃	50,000円	
旧長期損害保険料だけの場合		〃	15,000円		
地震保険料と旧長期損害保険料との両方がある場合		〃	50,000円		
障害者控除(注4) (所法79)	一般の障害者	270,000円		「給与所得者の扶養控除等 (異動)申告書」 1 通常の場合…その年最初 に給与等の支払を受ける日 の前日まで 2 中途就職の場合…就職後 最初に給与等の支払を受け る日の前日まで 3 申告書の記載内容に異動 があった場合…異動後最初 に給与等の支払を受ける日 の前日まで	
	特別障害者	400,000円			
	同居特別障害者	750,000円			
寡 婦 控 除 (所法81 措法41の17)	一般の寡婦	270,000円			
	特別の寡婦	350,000円			
寡 夫 控 除 (所法81)			270,000円		
勤 労 学 生 控 除 (所法82)			270,000円		
配 偶 者 控 除 (所法83 旧措法41の16)	一般の控除対象配偶者		380,000円		
	老人控除対象配偶者		480,000円		
	同居特別障害者であ る控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	730,000円		
		老人控除対象配偶者	830,000円		
扶 養 控 除 (所法84 措法41の16 旧措法41の16)	一般の扶養親族(注5)		380,000円		
	一般の控除対象扶養親族(注5)		380,000円		
	特定扶養親族(注6)		630,000円		
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円		
		同 居 老 親 等	580,000円		
	同居特別障害 者である扶養 親族	一般の扶養親族	730,000円		
		特定扶養親族	980,000円		
		同居老親等以外の老人扶養親族	830,000円		
同 居 老 親 等		930,000円			
基 礎 控 除 (所法86)			380,000円		
配 偶 者 特 別 控 除 (所法83の2)			最 高	380,000円	「給与所得者の配偶者特別控除 申告書」…その年最後に給与等 の支払を受ける日の前日まで
税 額 控 除	(特 定 増 改 築 等) 住宅借入金等特別控除	(措法41、41の2、41の 2の2、41の3の2)	〃	600,000円	「給与所得者の(特定増改築 等)住宅借入金等特別控除申 告書」…その年最後に給与等 の支払を受ける日の前日まで

- (注) 1 月々(日々)の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表(月額表や日額表)などによって行うことになっています。
 なお、税額表には上記の表の障害者控除から基礎控除までの各控除が織り込まれていますので、その都度これらの控除額の計算をする必要はありません。
- 2 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び(特定増改築等)住宅借入金等特別控除については、年末調整の時期に税務署から配布される説明書や申告書の裏面の説明を参照してください。
- 3 上記のほか、確定申告書を提出して受ける控除として、雑損控除(所法72)、医療費控除(所法73)、寄附金控除(所法78、措法41の18①、41の18の3、41の19)、配当控除(所法92)、外国税額控除(所法95)、政党等寄附金特別控除(措法41の18②)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(措法41の19の5)及び給与所得者の特定支出控除(所法57の2)があります。
- 4 平成23年分以後の障害者控除については、障害者に該当する扶養親族が年齢16歳未満である場合においても引き続き適用されます。
- 5 平成23年分以後は、扶養控除の対象が年齢16歳以上の扶養親族(控除対象扶養親族)に変更されます。
- 6 平成23年分以後は、特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族に変更されます。

3 控除対象者等の範囲

配偶者控除の対象者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

(控除対象配偶者)

給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十三）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません（基通2-46）。
- 2 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（所法2①三十、措法8の4③、31③一、32④、37の10⑥一、37の12の2⑩、37の13の2⑥、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、基通2-41）。
 - ① 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
 - ② 上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ③ 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前）の合計額）
 - ④ 株式等の譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ⑤ 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ⑥ 退職所得金額
 - ⑦ 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税の利子所得のように源泉徴収によって納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通3-1、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（譲）37の11の5-1）。

イ 利子所得のうち、源泉分離課税とされるもの

ロ 配当所得のうち、

（イ）源泉分離課税とされる次に掲げる投資信託等の収益の分配等

- ① 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
- ② 特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配

（ロ）確定申告をしないことを選択した次の配当等

- ① 上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）
- ② 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配
- ③ 特定投資法人の投資口の配当等
- ④ 上記①～③以外の配当等で、1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

ハ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補てん金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益

ニ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

3 配偶者の所得が給与所得だけの場合や家内労働者等の事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下になります。

4 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋で生活をしていることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちのだれかが、勤務や修学、療養のために他の親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくるとか、常に生活費や学資金、療養費等が送金されているときは、生計を一にしていることとなります（基通2-47）。

(同居特別障害者である控除対象配偶者)

控除対象配偶者のうち、特別障害者に該当する人で、給与等の支払を受ける人又はその給与等の支払を受ける人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（旧措法41の16①）。

〔注意事項〕

平成23年分以後の所得税について、同居特別障害者である控除対象配偶者に対しては、配偶者控除の額に35万円を加算する制度から、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除の額40万円に35万円を加算した額）とする制度に改められます（所法79③）。

なお、同居特別障害者である扶養親族についても同様に改められます。

—(老人控除対象配偶者)—

控除対象配偶者のうち、**年齢70歳以上の人**（平成22年分の所得税については昭和16年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十三の二）。

—(配偶者特別控除の対象とされる配偶者)—

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる人並びに青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除くものとし、合計所得金額が76万円未満である人に限ります。）で、控除対象配偶者に該当しない人をいいます（所法83の2）。

〔注意事項〕

- 1 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上のときは、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。したがって、「配偶者控除」の適用を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。
- 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者はこの控除の適用を受けることはできません。

—(扶養親族)—

給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者、青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます（所法2①三十四）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「親族」とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。
- 2 ここにいう「親族等」には、上記「親族」のほか児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。
- 3 平成23年分以後の所得税については、**控除対象扶養親族**（扶養親族のうち年齢16歳以上の人）が扶養控除の対象とされます（所法2①三十四の二）。

—(同居特別障害者である扶養親族)—

扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で、給与等の支払を受ける人、その配偶者又は給与等の支払を受ける人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（旧措法41の16①）。

〔注意事項〕

平成23年分以後の所得税については、同居特別障害者である控除対象配偶者と同様の改正が行われています。

—(特定扶養親族)—

扶養親族のうち、**年齢16歳以上23歳未満の人**（平成22年分の所得税については、昭和63年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人）をいいます（旧所法2①三十四の二）。

〔注意事項〕

平成23年分以後の所得税については、特定扶養親族の範囲が、控除対象扶養親族のうち**年齢19歳以上23歳未満の人**に変更されます（所法2①三十四の三）。

—(老人扶養親族)—

扶養親族のうち、**年齢70歳以上の人**（平成22年分の所得税については、昭和16年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の四）。

—(同居老親等)—

老人扶養親族のうち、給与等の支払を受ける人又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、給与等の支払を受ける人又はその配偶者との同居を常況としている人をいいます（措法41の16①）。

—(一般の障害者・特別障害者)—

一般の障害者又は特別障害者とは、給与等の支払を受ける人及びその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます（所法2①二十八、二十九、所令10）。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、すべて特別障害者になります。
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級である者と記載されている人は、特別障害者になります。
- ④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、すべて特別障害者になります。
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、すべて特別障害者になります。
- ⑧ 年齢65歳以上（平成22年分の所得税については、昭和21年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の①、②又は④に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、上記の①、②又は④に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人は、特別障害者になります。

—(寡 婦)—

給与等の支払を受ける人自身が、次に掲げる人をいいます（所法2①三十、所令11）。

- (1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人
 - ① 夫と死別した後婚姻していない人
 - ② 夫と離婚した後婚姻していない人
 - ③ 夫の生死が明らかでない人なお、この場合の「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっている人及び所得金額の合計額が38万円を超えている人は含まれません。
- (2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下である人
 - ① 夫と死別した後婚姻していない人
 - ② 夫の生死が明らかでない人

〔注意事項〕

給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が688万8,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下になります。

—(特別の寡婦)—

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます（措法41の17）。

—(寡 夫)—

給与等の支払を受ける人自身が、次の①、②及び③のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十一、所令11の2）。

- ① 妻と死別し、又は離婚してから婚姻をしていないこと、あるいは妻の生死が明らかでないこと。
- ② 生計を一にする子があること。
- ③ 合計所得金額が500万円以下であること。

〔注意事項〕

この場合の「生計を一にする子」の範囲及び「合計所得金額が500万円以下」となる場合の給与等の収入金額については、上記「寡婦」の場合と同様です。

（勤労学生）

給与等の支払を受ける人自身が、次の①及び②のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十二、所令11の3）。

- ① 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。
 - ㉠ 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
 - ㉡ 国、地方公共団体、学校法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術を教授するなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
 - ㉢ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- ② その年の合計所得金額が65万円以下であり、かつ、自己の勤労に基づいて得た給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であること。

〔注意事項〕

- 1 上記の①の㉡又は㉢に該当する人が勤労学生控除を受けるためには、学校等から主務大臣の証明書の写しと学校長等の証明書の交付を受け、これを「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に添付しなければなりません。
- 2 給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。

4 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者や配偶者特別控除の対象とされる配偶者、扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年途中で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年途中で出国する場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法85、措法41の16②、41の17②、基通85－1）。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出する際に、控除対象配偶者や扶養親族、障害者などに該当するかどうかの判定は、これらの申告書を提出する日の現況によります。この場合、その判定の要素となる所得金額についてはこれらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります（基通194・195－3、195の2－1）。

V 税額表の使用方式

1 税額表の使用区分

- (1) 毎月（日）の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表等

給料や賞与などから源泉徴収する税額は「源泉徴収税額表」を使用して求めますが、この税額表は、給与等の別、扶養控除等申告書の提出の有無、給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、旬ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……そのほかの人に支払う給与等
日額表	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……そのほかの人に支払う給与等
	日雇賃金	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与等の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与等の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……そのほかの人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含まれます。）給与等をいいます。ただし、一の支払者から継続して2か月を超えて給与等が支払われた場合には、その2か月を超えて支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません（所令309、基通185－8）。

(2) 年末調整の際に使用する税額の速算表

年末調整の際における年税額は、次の速算表により求めます。なお、年末調整のしかた等については17ページを参照してください。

(平成22年分の年末調整のための所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000 円超 16,920,000 円以下	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円

(注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が16,920,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

2 税額表の使い方

毎月（日）の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月（日）分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- 税額表は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用するようになっています。

この「扶養親族等の数」とは、控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）と扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）との合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その該当する数を加え、その人の控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

(注) 平成23年1月1日以後に支払うべき給与等については、「扶養親族等の数」は控除対象配偶者と控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人）との合計数をいうこととされ、年齢16歳未満の扶養親族の人数は扶養親族等の数に加えないことになります。

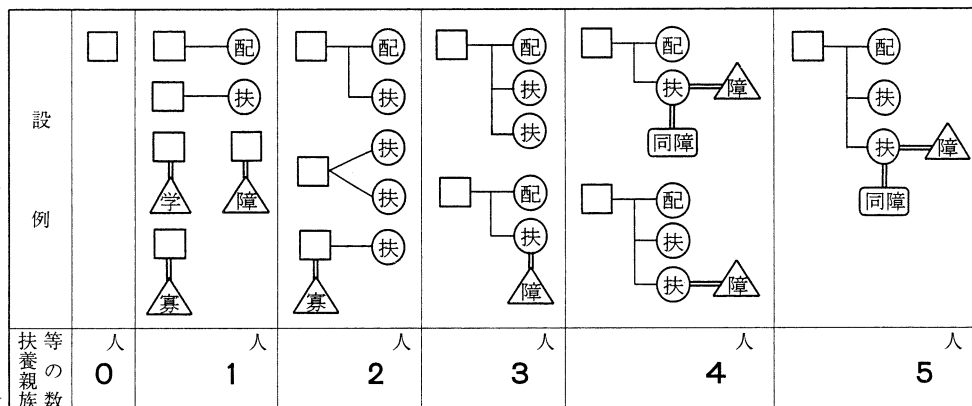
なお、扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するとき、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加える措置は、年齢16歳未満の扶養親族についても従前どおり適用されます。

〔扶養親族等の数の求め方の例示〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の求め方を例示すると、おおむね次のようになります。

凡 例

- …所得者
- 配 …控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）
- 扶 …扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）(注)
- 障 …障害者（特別障害者を含みます。）(注)
- 同障 …同居特別障害者(注)
- 寡 …寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫
- 学 …勤労学生



(注) 平成23年1月1日以後に支払うべき給与等については、扶養親族等の数の求め方が上記2(2) (注) のとおり変更されます。

Ⅵ 税額の求め方（平成22年分）

給料や賞与などから源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表及び日額表）又は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して求めます。

なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法によりその給与等に対する源泉徴収税額を求めることができます（所法189、昭63大蔵省告示185号（平22財務省告示104号改正））。

（注）源泉徴収税額表（「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」）の「税額」は、「平成19年1月以降分 源泉徴収税額表」から変わっていません。

1 月額表甲欄の使用例（扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

(1) 平成22年4月分の給与等の支給額（月額）	410,000円
(2) 給与等から控除する社会保険料等	53,759円
(3) 扶養親族等の数 （控除対象配偶者あり、扶養親族1人）	2人

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,241円（410,000円－53,759円）となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,241円が含まれる「356,000円以上359,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄との交わるところに記載されている金額7,300円を求めます。これがその給与等から源泉徴収する税額です。

（三） （月 額 表）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							
		扶 養 親 族 等							
以	上	未	満	0	1	2	3	4	5
円	円	円	円	人	人	人	人	人	人
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540			
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640			
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750			
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890			
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010			
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130			
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250			
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370			

「扶養親族等の数2人」の欄

356,241円が含まれる行

求める税額

〔注意事項〕

平成23年1月1日以後に支払うべき給与等については、年齢16歳未満の扶養親族の人数は「扶養親族等の数」に加えずに源泉徴収する税額を求めます。

〔所得税源泉徴収簿への記入〕

月々の給与等の支払額や社会保険料等の額、源泉徴収税額などは「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」に記録しておき年末調整などに使用します。

〔記載例〕 所得税源泉徴収簿

甲欄		乙欄		（郵便番号 173 - 0014 ）											
所 属		職 名		住 所		東京都板橋区大山東35-1									
平成22年分 給退 与職 所得 に	区	月	支 給	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差 引	徴収税額	前年の年末調整			
	分	区	日	円	円	円	人	円	円	円	同上の税額い				
	1	1	20	403,000	50,574	352,426	2	7,060		7,060	き還付又は徴				
	2	2	19	403,000	50,574	352,426	2	7,060		7,060	した月区分				
	3	3	19	403,000	50,574	352,426	2	7,060		7,060	扶養控除等				
4	4	20	410,000	53,759	356,241	2	7,300		7,300	申告の有無					
料											控除対象				
											一般				
											当初				
											①・無				
											月 日				
											有・無				
											月 日				
											有・無				
											区				
											給 料				

（注） この所得税源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成されているものですが、給与等の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを使用して差し支えありません。

2 月額表乙欄の使用例（扶養控除等申告書の提出がない場合）

（設例）

(1) 給与等の支給額（月額）	80,700円
(2) 給与等から控除する社会保険料等	なし

〔税額の計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額80,700円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,700円が含まれる「88,000円未満」の行を求め、その行の「乙」欄をみますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3%に相当する金額」となっています。したがって、2,421円（80,700円×3%）がその給与等から源泉徴収する税額です。

3 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

4 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

(1) 7月の賞与の支給額	554,000円
(2) 賞与から控除する社会保険料等	72,640円
(3) 前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額	200,820円
(4) 扶養親族等の数	2人
（控除対象配偶者あり、扶養親族1人）	

〔税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄をみて、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額200,820円が含まれている「133千円以上269千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率（設例の場合には「2%」）を求めます。これがその賞与の金額に乗する率になります。

- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料72,640円を控除した残額481,360円に2%を乗じた金額9,627円(481,360円×2%、1円未満の端数は切り捨てます。)が、その賞与から源泉徴収する税額です。

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

賞与の金額に 乗ずべき率	扶 養 親										
	0 人		1 人		2 人		3 人		3 人		
	前 月 の 社 会 保 険 料										
	以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0 %	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	133	千円未満	269	312	369
2	68	79	94	243	133	269	133	269	312	369	369
4	79	252	243	282	269	312	312	312	312	369	369
6	252	300	282	338	312	369	369	369	369	369	369
8	300	334	338	365	369	369	369	369	369	369	369

「扶養親族等の数2人」の欄

賞与の金額に
乗ずべき率

前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820円
が含まれる行

〔注意事項〕

平成23年1月1日以後に支払うべき給与等については、年齢16歳未満の扶養親族の人数は「扶養親族等の数」に加えずに源泉徴収する税額を求めます。

VII 年末調整

年末調整とは、給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする際、給与等の支払を受ける各人ごとに、それまでその年中に給与等を支払う都度、源泉徴収をした所得税の合計額と、その年中の給与等の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。したがって、この年末調整は、給与等の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与等の支払をする際に行います（所法190）が、年の途中で死亡退職した人や海外の支店への転勤により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います（基通190-1）。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与等は、年末調整の対象になりません。

- (1) 国内に住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) その年中に支払を受ける給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与等に対する源泉所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

3 年末調整の対象となる給与等

年末調整の対象となる給与等は、その年1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与等です。したがって、実際にその給与等を支払ったかどうかに関係なく、その年中に支払うことが確定している給与等は、たとえ未払であっても、その年中の給与等を含めて年末調整を行うこととなります。

4 年末調整の事務手順

年末調整の事務手順については、毎年、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書（「年末調整のしかた」）を参照してください。

VIII 源泉徴収をした所得税の納付

源泉徴収をした所得税は、e-Tax（イータックス）を利用して納付するか又は「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、納付期限（2ページ参照）までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署で納付します（所法183①）。

また、納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】でご確認ください。

(注) 1 法人の法人税法第2条第15号に規定する役員^(*)に対する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までに支払がなされない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、その未払賞与についての所得税の源泉徴収をすることになっています（所法183②）。

(*)「役員」とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の人で法人の経営に従事している人のうち一定の人をいいます。

2 「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」の記載例は、30ページを参照してください。

IX 給与等の支払明細書の交付

国内において給与等の支払をする者は、支払の際に、給与等の金額、源泉徴収税額など必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける人に交付する必要があります（所法231）。

(注) 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^(*)を得て、書面による給与等の支払明細書（以下「支払明細書」といいます。）の交付に代えて、支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています。この提供により、給与等の支払をする者は、支払明細書を交付したものとみなされます。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により支払明細書を交付する必要があります。

(*) 給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。

参考 源泉徴収関係書類の電子提出

給与等の支払をする者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしていることについて所轄税務署長の承認を受けている場合^(注1)には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができることとされています^{(注2)(注3)}（所法198、203、203の5、所令319の2、319の4、319の11、所規76の2、77、77の3）。

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 4 給与所得者の保険料控除申告書
- 5 退職所得の受給に関する申告書
- 6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 1 承認を受けるための申請書の提出をした日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の翌月末日において承認があったものとみなされます。

2 これらの申告書に記載すべき事項の電磁的提供に当たっては、①給与等の支払をする者が発行した個々の受給者の識別ができるID及びパスワード又は②受給者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をもって、これらの申告書にすべき本人の署名・押印に代えることができます。

3 申告書に添付すべき証明書類については、従前どおり書面による提出又は提示が必要となります。

第3 退職所得の源泉徴収事務

居住者に支払う退職所得の源泉徴収事務は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額を計算し、②退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（課税退職所得金額）に応じて、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」（20ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って税額を計算し、③退職手当等を支払う際にその税額を源泉徴収して納付する事務です。

（注）「退職所得の受給に関する申告書」の記載例は、29ページを参照してください。

I 退職所得の範囲

退職所得とは、退職したことにより一時に支払われる退職手当や退職金、一時恩給などをいいます（所法30①、31）。

なお、死亡したことにより退職した人に支払う退職手当等は、通常その遺族の相続税の課税対象となりますので、所得税は課税されません（基通9-17）。

II 退職所得控除額

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています（所法30②）。

この退職所得控除額は、一般の退職の場合、退職した人がその会社などに就職してから退職するまでの勤続年数に応じて、次のように定められています（所法30③、所令69、70）。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数
20年を超える場合	80万円+70万円×（勤続年数-20年）

退職所得控除額の計算に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 退職所得控除額は、勤続年数に応じて「源泉徴収のための退職所得控除額の表」により求めます。
- 2 勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とします（所令69②）。
（例：21年3か月→22年）
- 3 計算した退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円とします（所法30④二）。
- 4 障害者となったことに直接基因して退職した場合には、一般の退職の場合の金額に一律100万円を加算した金額を退職所得控除額とします（所法30④三）。

III 税額の求め方（平成22年分）

（設例）

(1) 勤続期間	昭和55年10月1日就職～平成22年3月31日退職
(2) 退職手当等の金額	1,700万円
(3) 退職の理由	定年退職

（注）この設例は「退職所得の受給に関する申告書」が提出されている場合の例ですが、この申告書が提出されていない場合には、退職手当等の金額に20%を乗じた税額を源泉徴収することになります。

なお、この申告書は源泉徴収義務者が保管することになっており、税務署へ提出する必要はありません（基通203-3）。

〔税額の計算〕

- ① 勤続年数は、29年6か月ですから1年未満の端数を切り上げて30年となります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
- ③ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額を2分の1して課税退職所得金額を求めます。

$$(1,700万円 - 1,500万円) \times \frac{1}{2} = 100万円$$

- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って税額を計算します。

100万円 × 5% = 5万円 ←
 これがその退職手当等から源泉徴収する税額です。

(源泉徴収のための退職所得控除額の表)

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
24年	10,800千円	11,800千円
25年	11,500	12,500
29年	14,300	15,300
30年	15,000	16,000
31年	15,700	16,700
32年	16,400	17,400

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成22年分）

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%	—	(A) × 5% ←
1,950,000 円超 3,300,000 円	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000 円超 6,950,000 円	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000 円超 9,000,000 円	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000 円超 18,000,000 円	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000 円超	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

(注) 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、求めた税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第4 報酬・料金等の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う報酬・料金等の源泉徴収事務は、原稿料、講演料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、税理士報酬、外交員報酬、出演料、ホステスの報酬などの報酬・料金等の支払者が、その支払の際に一定の税率により所得税を徴収して納付する事務です。

源泉徴収の対象とされている報酬・料金等の範囲及び税額の計算方法は、次の表のとおりです。

なお、給与等の支払がない個人又は常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人は、次表の9に掲げるホステスなどの報酬・料金を支払う場合を除き、源泉徴収を行う必要はありません（所法184、204②）。

I 居住者に対して支払う報酬・料金等

(所法204、205、所令320、321、322、措法41の20)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
1 弁護士、税理士などの業務に関する報酬・料金 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
2 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(支払金額－1万円)×10%
3 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	{その月中の報酬・料金－[12万円－その月中の給与等の額]}×10%
4 原稿料、講演料など 原稿料、挿絵料、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、投資助言業務に係る報酬もしくは料金、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬など	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
5 次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 職業野球の選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、モデルなど	
6 芸能人などに支払う出演料等 (注) 一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料も含まれます。	
7 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	
8 プロボクサーの業務に関する報酬・料金	(支払金額－5万円)×10%
9 バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額－控除額)×10% (注) 控除額＝(5,000円×支払金額の計算期間の日数)－その計算期間の給与等の額
10 役務の提供を受けることを約することにより一時に支払う契約金 (注) 例えば、技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
11 事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額－50万円)×10%
12 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(支払金額－月20万円)×10%
13 馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額－(支払金額×20%＋60万円)}×10%

(注) 1 報酬・料金等には、物品その他の経済的利益により支払うものも含まれます。

2 報酬・料金等の金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合であっても、消費税及び地方消費税の額を含めた金額が源泉徴収の対象となる報酬・料金等の金額となります。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において、報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額とが明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。

3 報酬・料金の支払者が、その支払を受ける人の旅行、宿泊などの費用を負担する場合も源泉徴収の対象となりますが、その費用を報酬・料金の支払を受ける人に支払わず、交通機関やホテルなどに直接支払い、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内であれば、源泉徴収をしなくて差し支えありません（基通204-4）。

Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法174、175、所令298、299)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額－(支払金額×20%+60万円)}×10%

第5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（平成22年10月1日以後は、同日以後に行われる法人税法に規定する適格現物分配に係るものは除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税を徴収して納付する事務です（所法24、25、174、181、212、措法9の3、9の3の2、9の4の2、37の11の6、法法2十二の十五、平20改正法附則33、平22改正法附則1三イ）。

(注) みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③資本の払戻し、④残余財産の分配、⑤自己株式の取得等（自己株式の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当とみなされるものをいいます。

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、所得税を源泉徴収することになっています（所法181②）。

1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、7%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税3%）です。

なお、平成24年1月1日以後は15%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税5%）の税率が適用されます（措法9の3、平20改正法附則33）。

(注) 1 発行済株式の総数等の5%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記2に該当することになります）。

2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等が含まれます。なお、このほか、投資信託の収益の分配等についても源泉徴収が必要です。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20%（住民税なし）です。

第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内において生じた所得（国内源泉所得といいます。）を支払う際に、一定の税率により所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の税率等は次のとおりです。

所得の種類	支払を受ける人	源泉徴収の税率
① 組合契約事業から生ずる利益の配分 (所法161一の二)	国内に恒久的施設を有する非居住者	20% (所法213①一)
	国内に恒久的施設を有する外国法人	
② 土地等の譲渡による対価 (所法161一の三)	非居住者	10% (所法213①二)
	外国法人	
③ 利子等 (所法161四)	非居住者	15% (所法213①三) ※振替国債及び振替地方債並びに一定の振替社債等の利子については、一定の要件の下に、その者の所有していた期間に対応する金額の源泉徴収を免除 (措法5の2、5の3)
	外国法人	
④ 次に掲げる収益の分配等 イ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配 (所法24①、174二、措法8の2①③)	非居住者	15% (所法213①一、措法8の2④)
	外国法人	
⑤ 上記④以外の配当等 (所法161五)	非居住者	7% (上場株式等の配当等の場合。なお、平成24年1月1日以後は15%) 又は20% (上場株式等以外の配当等の場合) (所法213①一、措法9の3、平20改正法附則33)
	外国法人	
⑥ 定期積金の給付補てん金等 (所法161十一)	非居住者	15% (所法213①三)
	外国法人	
⑦ 源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等 (措法37の11の4)	国内に恒久的施設を有する非居住者	7% (なお、平成24年1月1日以後は15%) (措法37の11の4①②、平20改正法附則45)
⑧ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 (措法41の9)	非居住者	15% (措法41の9③)
	外国法人	
⑨ 割引債の償還差益 (措法41の12)	非居住者	18% (特定のものは16%) (措法41の12③) ※短期公社債で、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに振替記載等がされるものについては、源泉徴収を免除 (措法41の12⑨)
	外国法人	
⑩ 上記①から⑨以外の国内源泉所得 (所法161二、三、六～十、十二)	非居住者	20% (所法213①一)
	外国法人	

I 源泉徴収の対象となる国内源泉所得の範囲

非居住者又は外国法人が支払を受ける国内源泉所得のうち源泉徴収の対象とされるものは、次のとおりです (所法161、212①、措法9の6、37の11の4①、37の11の6①、41の9①②、41の12①②、42①)。

1 国内において行う組合契約事業から生ずる利益の配分 (国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が支払を受けるものを除きます。)

(注)「組合契約事業」とは、所得税法第161条第1号の2に規定する組合契約に基づいて行う事業をいいます。

2 国内にある土地、土地の上に存する権利、建物及びその附属設備又は構築物の譲渡による対価 (ただし、譲渡対価の金額が1億円以下で、かつ、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人が支払うものを除きます。)

3 国内において次のような人の人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う非居住者又は外国法人に支払うその人的役務の提供の対価

(1) 映画や演劇の俳優、音楽家などの芸能人、職業運動家

- (2) 弁護士、公認会計士、建築士などの自由職業者
- (3) 科学技術、経営管理などの分野に関する専門的知識や特別の技能のある人
- 4 国内にある不動産や不動産の上に存する権利、採石権の貸付け、租鉱権の設定、船舶や航空機の貸付けによる対価
- 5 日本国の国債、地方債又は内国法人の発行する債券の利子や外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるもの、国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等
- 6 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当や剰余金の分配などの配当
- 7 国内において業務を行う者に対する貸付金の利子でその業務に係るもの
- 8 国内において業務を行う者から受ける次の使用料又は対価でその業務に係るもの
 - (1) 工業所有権などの技術に関する権利、特別の技術による生産方法、ノウハウなどの使用料又はその譲渡の対価
 - (2) 著作権、著作隣接権、出版権などの使用料又はこれらの権利の譲渡の対価
 - (3) 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の使用料
 - (4) 上記(2)又は(3)の資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料
- 9 給与等その他の人的役務の提供に対する報酬で国内勤務等に基因するもの、公的年金等、退職手当等で居住者期間の勤務等に基因するもの
- 10 国内において行われる事業の広告宣伝のための賞金、賞品
- 11 国内において保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金
- 12 国内にある営業所等と締結した契約により支払を受ける定期積金の給付補てん金等
- 13 匿名組合契約等に基づく利益の分配
- 14 外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配
- 15 源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
- 16 国内において預入等をした懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- 17 割引債の償還差益

Ⅱ 非居住者又は外国法人に対する課税の特例

非居住者又は外国法人に対する課税については、次のような特例があります。

1 源泉徴収免除証明書によるもの

非居住者又は外国法人が、国内に恒久的施設を有することなど一定の要件を備えていることについて納税地の所轄税務署長から源泉徴収免除証明書（以下「免除証明書」といいます。）の交付を受け、この免除証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その免除証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないことになっています（所法180、214）。

2 租税条約によるもの

非居住者又は外国法人の本国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約に定めるところにより、非居住者又は外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する源泉所得税が免除され、又は軽減されることがあります。この源泉所得税の免除又は軽減を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書とその国内源泉所得の支払者を經由して税務署長に提出する必要があります（租税条約等の実施特例法省令2～9の10）。

これらの詳しい手続などについては、所轄の税務署におたずねください。

第7 その他の所得に対する源泉徴収

次の所得などについても、源泉徴収が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています。）。

- ① 公社債及び預貯金の利子等
- ② 定期積金の給付補てん金等
- ③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
- ④ 公的年金等

第 8 そ の 他

I 源泉徴収税額の過誤納額の還付

源泉徴収義務者が税額計算の誤りなどにより源泉所得税を納め過ぎた場合には、納め過ぎとなった理由、還付を受けようとする金額等を記載した「源泉所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出しますと、所轄税務署において還付請求書の内容を検討して納め過ぎとなっている額を源泉徴収義務者に還付することになっています（国税通則法56）。

（注）「源泉所得税の誤納額還付請求書」の記載例は、29ページを参照してください。

なお、年末調整による過納額の還付の請求については、これとは別に、その手続が定められていますので、詳細については毎年、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書（「年末調整のしかた」）をご参照ください。

II 源泉徴収票及び支払調書の提出

給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、その支払の明細を記載した源泉徴収票や支払調書を一定の期限までに本人に交付したり、あるいは税務署長に提出しなければならないことになっています（所法225、226）。

以下、給与等及び退職手当等の源泉徴収票と報酬・料金などを支払った場合の支払調書の提出等について説明します。

1 給与所得の源泉徴収票

(1) 給与等の支払者は、各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与等の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに翌年1月31日まで（年の途中で退職した受給者については、退職後1か月以内）に、税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（所法226①、所規93①）。

なお、年の途中で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

（注）1 外国人労働者が、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる場合についても、同様の取扱いとなりますので注意してください。

2 年末調整において、社会保険料控除を受けた国民年金保険料等の金額^(*)があるときは、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「国民年金保険料等の金額」を記載する必要があります。

（*）国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。

3 年末調整において所得税法第190条第2号に掲げる税額（以下「算出税額」といいます。）から控除した住宅借入金等特別控除額がある場合で、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書に記載された住宅借入金等特別控除額（以下「住宅借入金等特別控除可能額」といいます。）が算出税額を超える場合には、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「居住開始年月日」及び「住宅借入金等特別控除可能額」等を記載することとなっていますので、記載漏れのないように注意してください。

(2) 給与等が、次のいずれかに該当するものである場合には、その給与等については、(1)にかかわらず源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（所規93②）。

イ 年末調整をした給与等（次のロ及びハの給与等を除きます。）で、その年の給与等の支払金額が500万円以下であるもの

ロ 法人の役員（相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。）に支払う給与等で、年末調整をしたその年の給与等の支払金額が150万円以下であるもの

ハ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、弁理士などに支払う給与等で、年末調整をしたその年の給与等の支払金額が250万円以下であるもの

ニ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した人に支払う給与等で、年末調整をしなかったその年の給与等の支払金額が250万円以下であるもの（役員の場合には、50万円以下であるもの）

ホ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しない人に支払う給与等で、その年の給与等の支払金額が50万円以下であるもの

(3) 源泉徴収票の交付等に関して次のような特例が認められています。

イ 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^(注)を得て、書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています。この提供により、給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります(所法226④⑤)。

なお、給与所得のある人が確定申告を行う場合には、下記ハによる場合を除き確定申告書に給与所得の源泉徴収票を添付する必要がありますが、この場合には、下記ロによる場合を除き電磁的方法により提供を受けた人がプリントアウトしたのではなく、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

(注) 給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります(所令352の4①)。

ロ e-Taxにより確定申告を行う際の添付書類として、電磁的方法により提供される「給与所得の源泉徴収票」のうち、国税庁が定める一定のデータ形式で作成され、かつ、源泉徴収義務者等(交付者)の電子署名が付与されたものについては、オンライン送信が可能となっています。

ハ e-Taxを使用して所得税の確定申告書の提出を行う場合には、給与所得の源泉徴収票の添付に代えてその記載内容を入力して送信することができることとされています(この場合、税務署から提出または提示を求められたときには、給与所得の源泉徴収票を提出または提示する必要があります)。

2 退職所得の源泉徴収票

(1) 退職手当等の支払者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに退職後1か月以内に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません(所法226②、所規94①)。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめて、翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

(2) 法人の役員(相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。)以外の人に支払う退職手当等については、(1)にかかわらず、源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません(所規94②)。

(3) 退職所得の源泉徴収票についても上記1(3)と同様の取扱いが認められています。

3 報酬・料金等の支払調書

(1) 所得税法第204条第1項各号に掲げる報酬・料金、契約金、賞金又は診療報酬の支払者は、その報酬・料金、契約金などについてその支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければならないことになっています(所法225、所規84①)。

(2) 次に掲げる報酬・料金などについては、(1)にかかわらず支払調書を税務署長に提出する必要はありません(所規84②)。

イ 診療報酬、職業拳闘家、外交員、集金人、電力量計の検針人の報酬・料金及びバー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの

ロ 広告宣伝のための賞金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの

ハ 馬主が受ける競馬の賞金については、同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれその1回の支払金額が75万円以下であるもの

ニ イ、ロ及びハの報酬・料金以外の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの

4 非居住者等の所得の支払調書

非居住者等に給与等や報酬など一定の支払を行う者は、その支払を受ける人ごとにその支払金額や源泉徴収税額などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければならないことになっています(所法225①、所規89)。

ただし、その年中の支払金額が50万円以下である場合には、提出する必要はありません(所法225①、所規89④)。

(注)「非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書」のほか、一部の調書については、提出期限や提出範囲が異なるものがあります。

Ⅲ 災害被害者に対する救済

- (1) 給与等や報酬・料金、公的年金等の支払を受ける人が震災、風水害、落雷、火災のような災害により大きな被害を受けたときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」(以下「災免法」といいます。)によって、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます(災免法3)。

なお、これにより徴収猶予や還付を受けた人は、確定申告書を提出して猶予税額や還付税額の精算をしなければなりません。

- (2) 災免法に基づき給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする場合には、所定の申請書とその支払者を経由して災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出^(注)(還付を受ける場合や報酬・料金について徴収猶予を受ける場合は、直接、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出)することになっています。

詳しい手続などについては、最寄りの税務署におたずねください。

(注) 支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも、申請者の名宛人は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください)。

Ⅳ 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額が還付される場合

源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- (1) 年の途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与等について源泉徴収された税額が納め過ぎとなる人
- (2) 災害により住宅や家財についてその価額の50パーセント以上の損害を受けたため、災免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- (3) 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人((2)の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。)
- (4) 支払った医療費が、10万円か所得金額の合計額の5パーセント相当額かのいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- (5) 国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、認定特定非営利活動法人の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法の規定による寄附金控除を受けようとする人
- (6) 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法の規定による配当控除を受けようとする人
- (7) 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- (8) 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による(特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けられる人や、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- (9) 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20パーセントの税率で源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- (10) 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けられる人
- (11) 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- (12) 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人及び一定の認定長期優良住宅の新築等を行った人で、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- (13) 本人の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して、所得税の確定申告書をe-Taxにより提出することにより、一定の要件の下、電子証明書等特別控除を受けられる人(この控除の適用は、平成19年分から平成22年分までの間で1回に限られます。)
- (14) 特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受けようとする人

<参考>各種届出書等の記載例

○ 給与支払事務所等の開設届出書

給与支払事務所等の開設届出書

※整理番号

カブシキカイシャ

名 称 ●●●●●株式会社

〒100-0013

所 在 地 東京都千代田区霞が関××××

電話 (03) XXXX-XXXX

(フリガナ) タナカ タロウ

代表者氏名 田中 太郎

平成22年 4月16日

麹町 税務署長殿

所得税法第230条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日 平成22年 3月 26日 届 号

開設・廃止の内容

法人設立 法人成り 支店開設 支店閉鎖

閉業 閉業 閉業 支店閉鎖

閉業 支店閉鎖

事務担当者の氏名及びその所属する係名 木村 亜希 総務課給与係

住所 東京都千代田区霞が関××××

電話 (03) XXXX-XXXX

(フリガナ) サトウ ジロウ

氏名 佐藤 次郎

住所又は本店の所在地 東京都千代田区霞が関××××

開号税理士 氏名 佐藤 次郎

事業種目 広告代理業

給与支払を開始する年月日 平成22年 4月 27日 移転後の所在地

従事員数及び給与支払の状況

区 分	役 員	事務職員	営業・工員	その他	計
従 事 員 数	3 人	5 人		1 人	9 人

給与の定め方 月給 月給 時給(月払)

税額の有無 ①・無 ②・無 有・無 ③・無

(その他参考事項)

税理士署名押印 佐藤 次郎

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 入力 名簿等 届出年月日 通付日付印 年月日 確認印

21.06改正 (課0301)

「開設」の文字を○で囲みます。

「開設」の内容に応じて該当するものにレ印を付します。

各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納付すべき税額があるかどうかを判断し、従事員のうち1人でも納付すべき税額のある人がいる場合には、「有」を○で囲みます。

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

「開設」の場合には記載の必要はありません。

日給・月給等の区分を記載します。

○ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

※整理番号

カブシキカイシャ

名 称 △△△株式会社

〒101-0054

所 在 地 東京都千代田区神田錦町××

電話 03 - 3294 - XXXX

(フリガナ) サトウ サブロウ

代表者氏名 佐藤 三郎

平成22年 3月26日

神田 税務署長殿

所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。
また、この申請が認められた場合は、租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。

月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
21年9月	8 人	1,860,000 円
21年10月	9 人	2,090,000 円
21年11月	9 人	2,090,000 円
21年12月	8 人	1,860,000 円
22年1月	8 人	1,860,000 円
22年2月	8 人	1,860,000 円

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額
(外書は、臨時雇用者に係るもの)

1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

該当なし

税理士署名押印

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 入力 名簿等 届出年月日 通付日付印 年月日 確認印

18.06改正 (課1401-3)

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

申請書を提出する日の前6か月間の各月末の人員と各月の給与等の支給総額とを記入してください。この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。なお、給与支払事務所を開設した直後にこの申請を行う場合には、今後の給与等の支給人員等の見込みを参考として記載します。

国税の滞納又は納付遅延等がある場合には、必ずその理由を記載します。

給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）

納付書には、納付する税額のほか、その月の給与等の支払を受ける人の数や給与等の支払額などを記載することになっています。

この納付書は3枚1組の複写式になっていますが、納付するときは切り離さずに最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口へ提出してください。

なお、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合には、この記載例の「納期特例分」の納付書を使用し、これ以外の源泉徴収義務者の場合には、「一般分」の納付書を使用してください。

(注) 給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与等や退職所得等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税を年2回（7月と翌年1月）にまとめて納付する納期の特例の承認を受けることができます（詳しくは3ページを参照してください）。

<納付する税額がない場合>

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Tax又は信書便により送付又は提出してください。

〔設例〕 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

最初と最後の
支払年月日

「納付の目的」欄に記入
した期間内における各月
ごとの実人員の合計数

整理番号をお
忘れなく!!

最初と最後の
支払年月

国税 取納金 整理資金 (納付書)		給与所得、退職所得等の 所得税徴収高計算書		納期特例分		納付の目的	
32399	22	0000	0000	0000	0000	00123456	平成 年 月 自 2201 至 2206 支払分源泉所得税
区分	支払年月日	人数	支払総額	税額	税額	税額	
俸給・給料等 (01)	220126 ~ 0625	30	8959947	161340			
賞与(税額を控く) (02)	220630 ~	3	950000	33149			
日雇労働者の 賃金 (06)							
退職手当等 (07)							
税理士等の 報酬 (08)	220115 ~ 0615	6	330000	33000			
役員賞与 (03)	220630 ~	2	900000	47104			
同上の支払 確定年月日	220625						

住所 (所在地) (電話) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 ××市××2-2-2 氏名 株式会社〇〇商店 殿	年末調整による 不足税額 (04) : : : : : 年末調整による 超過税額 (05) ▲ : : : : : 本 税 : : : : 274,593 延 滞 税 : : : : : 合 計 額 : : : : ¥274,593 ◎ 合計額の金額頭部には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。 あて先 ◎ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。
---	--

納期特例分 摘要	(領収日付印) 左記の合計額を領収しました。
-------------	---------------------------

法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。

平成22年1月から6月までに支払った俸給・給料等の合計額とその税額

平成22年6月30日に支払った使用人分の賞与とその税額

平成22年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額とその税額

納付する税額の合計額

源泉所得税の納付は、e-Tax（イータックス）を利用した電子納税が便利です。電子納税には、①「ダイレクト納付」を利用する方法と、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。「ダイレクト納付」とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の新たな納付手段です。詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。